

へき地等病院の医師配置標準特例措置について

1 特定措置の概要

平成 16 年 8 月 27 日の医療法施行規則の一部改正及び平成 16 年 8 月 30 日付け厚生労働省医政局長通知「へき地等病院医師確保支援特別対策の実施について」に基づき、「医師確保が著しく困難な状況である」等の要件に該当する病院は、申請により、医療審議会の意見を聴いた上で、医師配置標準の特例の適用を受けることが可能となっているもの。

【特例措置の内容】

許可を受けた日から起算して3年間、特例的に、当該病院の医師配置標準数が現行の 90% 相当に緩和される。ただし、医師 3 人（医療法施行規則第 49 条の適用を受ける「療養病床が過半数の病院」は 2 人）という最低の員数は下回らないものとする。

2 特例措置申請病院

独立行政法人国立病院機構 釜石病院

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（通称：第 4 次地方分権一括法）等の施行に伴い、国開設病院等の開設・管理・監督等に係る事務・権限が都道府県に移譲され、平成 27 年度以降、国開設病院のへき地等病院の医師配置標準特例措置許可を都道府県知事が行うこととなったもの。
- 当該病院においては、平成 20 年以降、東北厚生局により医師配置標準特例措置が 3 回許可（平成 20 年 3 月 28 日、平成 23 年 6 月 29 日、平成 26 年 3 月 26 日）されており、今回初めて、県において審査されるものである。

3 所管保健所の審査結果 （※審査票及び申請書類は資料 2-2 を参照）

「特例措置の適用が適当」

【保健所長意見】

- 当該病院は、脳血管障がいの後方支援を実施し、重症心身障がい児（者）を受け入れている当圏域唯一の医療機関であり、地域の医療体制の確保を図るうえで必要不可欠な医療機関と認められる。
- また、当該病院における医師確保に向けた取組状況について、医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査時及び当該病院から毎月提出される報告書により確認したところ、医師確保が極めて困難な状況にあることから、引き続きへき地等病院の医師配置標準特例措置を適用することが適当と認められる。

へき地等病院の医師配置標準特例措置申請病院

■ 申請病院の概要

名称・所在地	独立行政法人国立病院機構 釜石病院（釜石市定内町 4-7-1）
開設年月日	昭和 28 年 7 月 1 日
許可病床数	180 床（一般）
診療科目	内科、神経内科、小児科、リハビリテーション科、歯科

■ 要件該当の判断

申請要件	要件該当の判断		
<p>1 ①～④のいずれかの地域を有する市町村又は⑤に該当する市町村に所在する病院であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">①離島 ②辺地 ③山村 ④過疎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑤ 人口当たり（10 万対）の医療施設に従事する医師数が全国平均（244.9 人）を下回っている市町村</td> </tr> </table>	①離島 ②辺地 ③山村 ④過疎	⑤ 人口当たり（10 万対）の医療施設に従事する医師数が全国平均（244.9 人）を下回っている市町村	<p>○ 当該病院が所在する釜石市は次の地域を有しており、要件 1 を満たす。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>【該当する地域】</p> <p>②辺地 ③山村 ⑤医師数（202 人）</p> </div>
①離島 ②辺地 ③山村 ④過疎			
⑤ 人口当たり（10 万対）の医療施設に従事する医師数が全国平均（244.9 人）を下回っている市町村			
<p>2 当該病院が所在する地域における医療施設の整備の状況等からみて、当該病院が、地域の医療を確保する上で不可欠であると認められるものであること。</p>	<p>○ 当該病院は次の理由から、要件 2 を満たすと認められる。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症の脳卒中後遺症、神経難病、重症の頭部外傷後遺症患者など他の病院や施設で扱えない重症度の高い入院治療を行っている。 ※ 釜石保健医療圏域において、脳血管障がいの後方支援医療機関は、当該病院のみ。 ・ 小児てんかん、心身症、発達障がいなどの慢性疾患の専門治療を行っており、隣接の釜石祥雲支援学校との相互協力で医療と教育の連携を行っている。 ※ 重症心身障がい児（者）を受け入れている施設は沿岸地域において当該病院のみ。 </div>		

<p>3 必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況※にあると認められる病院であること。</p> <p>※ 「医師の確保が著しく困難な状況」とは、申請日の前月から過去3か月間についての毎月の充足率が全て70%を下回っている状況及びこれに準ずる状況を指すものであること。</p>	<p>○ 当該病院は次のことから要件3を満たすと認められる。</p> <p>【医師確保に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県内の病院及び釜石市内の診療所からの診療支援のほか、国立病院機構仙台医療センターからの医師派遣を受けている。 ・ 国立病院機構本部及び北海道東北グループへの医師の配置依頼や、新聞への求人広告の掲載、人材紹介サイトへの登録などを行っているが、医師確保に至っていない。 ・ 岩手医科大学附属病院、東北大学病院、県立釜石病院、県立大船渡病院、国立病院機構仙台医療センター、国立病院機構弘前病院の臨床研修協力病院となり、研修医の受入を行っている。 <p>【病院機能の見直し状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症の脳卒中後遺症、神経難病、重症の頭部外傷後遺症患者など他の病院や施設で扱えない重症度の高い入院治療を行い、地域の急性期病院や診療所の後方支援病院としての役割を引き続き担っていく必要がある。 <p>【医師充足率】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 29 年 3 月</td> <td>70.647%</td> </tr> <tr> <td>2 月</td> <td>69.673%</td> </tr> <tr> <td>1 月</td> <td>67.830%</td> </tr> <tr> <td>3 か月平均</td> <td>69.383%</td> </tr> </table>	平成 29 年 3 月	70.647%	2 月	69.673%	1 月	67.830%	3 か月平均	69.383%
平成 29 年 3 月	70.647%								
2 月	69.673%								
1 月	67.830%								
3 か月平均	69.383%								

■ 特例措置許可後の医師充足率

現 在（平成 29 年 3 月）		許 可 後	
医師配置標準数 (a)	10.763 人	医師配置標準数 (a')=(a)×0.9	9.6867 人
医師現員数（常勤換算）(b)	7.604 人	医師現員数（常勤換算）(b)	7.604 人
充足率 (b/a×100)	70.647%	充足率 (b/a'×100)	78.499%

■ 今後の計画

<p>① 県内の病院等からの医師派遣及び診療支援の継続を要請</p> <p>② 仙台医療センター等からの研修医の受入の継続</p> <p>③ 職業紹介サイトによる成功報酬型の求人や新聞広告等による医師募集活動の継続</p> <p>④ 災害医療に関する研修会の共同開催等を通じて、当該病院を知ってもらう取組を強化</p>

【参考 1】医療法施行規則抜粋（へき地等病院の医師配置標準特例措置関係）（抜粋）

第 50 条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第 7 条第 2 項の許可の申請（第 1 条第 1 項第 8 号に掲げる事項のうち医師の定員を 3 年間に限って減じようとするものに限る。）があつたときは、第 19 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第 7 条第 2 項の許可をすることができる。

一 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院であること。

イ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

ハ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により振興山村として指定された山村

ニ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

二 その所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で当該病院が不可欠であると認められる病院であること。

三 必要な医師を確保するための取組を行つているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院であること。

2 前項の規定による申請をするには、申請書に医師の確保に向けた取組、病院の機能の見直し等当該病院における医師の充足率（当該病院が現に有する医師の員数の第 19 条第 1 項第 1 号の規定により当該病院が有すべき医師の員数の標準に対する割合をいう。）の改善に向けた取組を記載した計画書を添付しなければならない。

3 第 1 項の規定により法第 7 条第 2 項の許可を受けた病院については、当該許可を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間は、第 19 条第 1 項第 1 号中「3 を加えた数」とあるのは、「3 を加えた数に 10 分の 9 を乗じた数（その数が 3 に満たないときは 3 とする。）」とする。

【参考 2】北海道・東北 6 県におけるへき地等病院の医師配置標準特例措置許可状況

	特例措置許可病院数（※1）
岩手県	1（※2）
北海道	3
青森県	0
宮城県	0
秋田県	1
山形県	1
福島県	0
計	5

※1 平成 27 年 10 月 1 日時点の数

※2 独立行政法人国立病院機構 釜石病院（東北厚生局による許可）

特例許可年月日：平成 20 年 3 月 28 日、平成 23 年 6 月 29 日、平成 26 年 3 月 26 日

特例許可有効年月日：平成 29 年 3 月 28 日